

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要

厚生・産業常任委員会資料
平成25年(2013年)10月4日
防災危機管理局・健康福祉部

これまでの経過

- 平成17年12月 新型インフルエンザ対策行動計画作成
- 平成21年 新型インフルエンザの発生
- 平成21年10月 新型インフルエンザ対策行動計画改正(1次)
- 平成24年 3月 新型インフルエンザ対策行動計画改正(2次)
- 平成25年 4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 平成25年 6月 政府行動計画公表

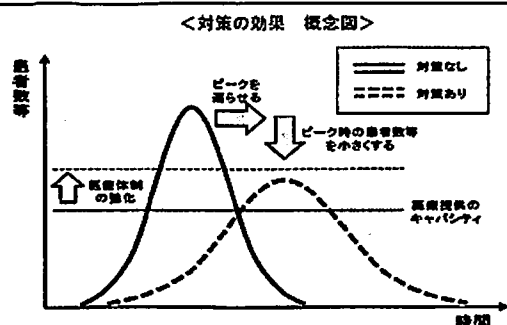
現状と課題

- 平成21年新型インフルエンザが発生。
- 平成17年、新型インフルエンザ対策行動計画を策定、同計画に基づき対策を実施。

- ・社会機能の制限に対する法的根拠不足
- ・社会機能を維持する事業者の明確化の必要性
- ・予防接種の対象、実施方法の明確化の必要性

対策上の目的・留意点

- 1) 新型インフルエンザ等対策の目的
 - 感染拡大を可能な限り抑制、県民の生命および健康を保護
 - 県民生活および県民経済への影響の最小化
- 2) 配慮すべき事項
 - 基本的人権の尊重
 - 関係機関相互の連携協力の確保
 - 対策についての記録の作成・保存



- 参考
本県における流行想定
- 発病率: 人口の約25%
 - 医療機関受診者数 14.4万人～27.6万人
 - 死亡者数 1900人～7000人
 - 従業員の欠勤 最大40%程度 (ピーク時の約2週間)

改定

計画改定の趣旨

平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、同法に盛り込まれた社会機能の制限等各種の措置を記載した政府新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を受け本県における新型インフルエンザ対策行動計画の改定を行う

施策の方向

1. 新型インフルエンザ等に対する体制
 - (1) 新たに指定(地方)公共機関の役割等を定める。
 - (2) 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令したときの運用を新たに定める。
2. まん延防止
 - (1) 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について定める。
 - (2) 法定化された施設の使用制限等の要請等について定める。
3. 予防接種
 - (1) 法定化された特定接種の対象となり得る業種等の明確化。
 - (2) 住民接種の接種順位の基本的考え方を定める。
4. 新感染症
 - (1) 行動計画の対象を新感染症に拡大。
5. 留意事項
 - (1) 基本的人権の尊重について記載を充実。
 - (2) 記録の保存について新たに定める。

スケジュール

- | | |
|------------|-------------------|
| 平成25年10月 | 関係機関意見照会、行動計画素案策定 |
| 平成25年10月下旬 | 専門委員会への意見照会 |
| 平成25年12月 | 県議会常任委員会への計画(案)説明 |
| 平成25年12月下旬 | 県民政策コメント実施 |
| 平成26年 2月 | 県議会常任委員会への報告 |
| 平成26年2月議会 | 県議会報告 |